

第3回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

- 1 開催実績 令和2年2月14日(金) 14:00～15:30 県庁3号館第6委員会室
- 2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)
三原 修二(兵庫県経営者協会会長)
福永 明(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)
藤本 和弘(兵庫県農業会議会長)
中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
(オブザーバー)
金澤 和夫(兵庫県副知事)
庵途 典章(兵庫県町村会会長(佐用町長))
三輪康一神戸大学名誉教授、藤原保幸兵庫県市長会会長(伊丹市長)は欠席。

3 審議の内容

(1) 報告事項

有料老人ホームの設置に係る事前協議

(許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項)

(委員)

事前申請の内容や必要性はよくわかる。申請の際は事業実現性など地域の状況をしっかり調べ、福祉のためにこういうことをやりたいという思いも持っていると思うが、そういう考え方もないような事業者が申請にきているのか。現状を聞きたい。

(所管部局)

福祉への思いを持って申請している者なので、当然福祉に関する知識はあるが、立地市町が立てる計画は3年ごとに見直す必要があり状況変化もある。そのため、事業計画の方向性が立地市町の計画に合ったものか等について確認している。

(オブザーバー)

有料老人ホームの設置は、市町の介護保険制度に関わる。ビジネス優先で、施設設置が進むと、介護保険サービスの量が増え、給付に合わせ介護保険料を改定しなければいけない。

有料老人ホームだけでなく特養等を含めた介護施設全体で、要介護度や人数に基づく計画により需給調整をし、それぞれが円滑に運営されることが重要である。

そのためにも、設置計画当初の段階から市町へ情報提供されることが望ましい。

(委員)

市町の老人福祉計画との整合性があるかという需給と、事業が成り立つかどうかの需給とは、同じ言葉でも意味合いが違うのではないか。

(オブザーバー)

事業者はビジネスとして立地するため、必要以上に需要を掘り起こすという面がある。本来自助努力により家庭で対応できていた高齢者が、施設設置によりサービス利用に流れてしまう状況になれば、結果として市町の財政を圧迫することにもなる。

(委員)

規制改革の方向性としては、規制の強化があってもよい。福祉事業についてはきちっと規制をして、審査を徹底するという考え方もあるだろう。

(委員)

事前手続として県が対応しているが、立地する市町の事情が関係する内容である。地域住民が求める施設なのか等、2回程度の市町への確認はあった方がよい。

(事務局)

病院や特養とそこで受ける給付サービスは、概ね一致しており行政が強く関与できる一方、有料老人ホームは、施設設置者側の自由度を保ちながら設置するとの考え方から届出制となっている。そのため、強い行政の縛りはかけられていない。

有料老人ホームの地方への建設を促進する企業があるなど、立地する市町への影響が大きい面もでてきており、その中でどうバランスを取るのかという観点から、事前申出等を求めている。このような内容が分かるように再度まとめ直し、報告書に記載したい。

(委員)

有料老人ホームを必要とする人々と、その保険料負担との間で市町が板挟みになっており、やむを得ず需給調整をしているということ、はっきり記載した方がよいのではないか。

《審議を踏まえた対応方針》

有料老人ホームと特養との違いや有料老人ホームを届出制にしている趣旨、その一方で設置について配慮が必要であるため事前手続を行っていること、有料老人ホームを必要とする人々と、その保険料負担とで市町が板挟みになっており、一定需給調整も必要であることを整理し、報告書に記載する。

(2) 令和元年度報告書(案)について

(委員)

確認をいただき、内容について意見があれば事務局に提出してほしい。

《審議を踏まえた対応方針》

報告書案の内容について、内容を確認の上、意見があれば2月末を目途に、各委員から事務局へ意見を提出する。

(3) 令和2年度の議題とする横断的テーマについて

(委員)

自動車税など、公金を収納する際には期限が短く設定されているのに対して、逆に還付するときには時間がかかっている事例がある。

(事務局)

事実関係を確認する。

(委員)

外国人労働者の雇用等で県が国以上に規制していることはないか。また、国に対して県として言うべきことがあれば、議題に取り上げてよいのではないか。

(委員)

外国人の労働環境整備や、実際に現場でどう指導するのが重要であり、県が対応すべき課題であると考えらる。

(事務局)

外国人労働者に関する権限は国にあり、現状では県の独自規制はない。

過去に外国人の技能実習制度では、管理団体が不正な手数料を受け取るという問題があったため、昨年4月に創設された特定技能制度で同様のことが生じないように、外国人の就労環境の保護等について、国に要望を行っている。

県として新たに規制をすべきものや、国の規制で緩和が必要な部分があるかどうかについて、現場の実態とともに具体的なニーズを確認する。

(委員)

市町が主となるが、相談窓口1ヶ所ですべてサービスが行き届くよう、手続きのワンストップ化を促進してほしい。まずは、ワンストップ化の状況を確認してほしい。

(オブザーバー)

がんの集団検診の際に、放射線を使うマンモグラフィや胃がん検診では、必ず医師の立ち会いが必要になる。特に医師の業務がなくても、医師が常駐していないと検診ができない。医師不足の中で、医師の確保が難しく経費もかかる。医師法の規定によるものであり、当会議から国へ問題提起できないか。

(委員)

学校医や園医は学校や園が自ら選定できず、地域の医師会が選定することになっている。独自に医師を探してほしいとしても、医師会を通さないと一切受けてもらえない。規制改革を推進するという観点から見ると、いかがなものかを感じる。

また、市境に済む親が保育園や認定こども園に2号・3号として子供を預ける際、例えば明石市に住む人が神戸市にある園の方が近いのでその園に申し込みたいという場合には、明石市に申請を出す際、第1希望を他市の園にしたので、第1希望以下の希望園も全て神戸市の園を記載しなければならず、その上(希望者を順位付けるための)点数がマイナス90点となり、現実的に希望する園には入れない。これは神戸市の場合も同じで、小さい子を持つ親の事を思うと、待機児童を多く持つ市であっても、真の子育て支援にはなっていないと思う。

(委員)

境界の問題は、認定こども園に限らず道路や警察の管轄でも生じている。

(事務局)

まずは、認定こども園の実態から確認をしたい。また、他にどのような事例があるのかを調査し、対象を広げるべき事案があれば検討する。

(委員)

震災時の災害査定では、資料を整えるのに非常に苦労した。平常時と非常時の手続き方法の違いについて現状を調べ、県では非常時にどのような緩和がされているのかを示してほしい。

(委員)

災害時の手続きについて、緊急的な対応を検討する中で、法令が障壁となって簡素化の措置が取れないのであれば、国に求める必要がある。

また、県内の市町によって災害対応が違うのであれば、簡素化できるという認識の共有を、県下で図るといふこともあるだろう。

(事務局)

県の非常時の手続き等について、現状を確認する。

《審議を踏まえた対応方針》

委員意見を踏まえ事務局で整理の上、来年度の第1回会議に提出する。